

内部監査の実施状況について（平成30年3月31日現在）

奈良労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査事項	監査結果の概要	講ずる措置
総務課	平成30年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○会計組織及び機構に関する事項 ○支出負担行為及び支出に関する事項 ○現金出納に関する事項 ○契約に関する事項 ○物品管理に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務命令簿に実績のない超過勤務時間が計上されていた。原因はP C給与システムへの誤入力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過誤払となった手当を回収するとともに勤務時間管理員による日々の点検を徹底する。
監督署（4署） 安定所（5所）	平成29年6月5日～ 平成29年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○給与簿に関する事項 ○会計事務に関する事項 ○物品管理に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤届の提出日及び受付印漏れがあった。 ・通勤手当認定簿の回数券と定期券の料金比較がされていない。 ・出勤簿の押印誤り及び出張表記漏れがあった。 ・電話連絡による当日の休暇申請について、受電日時での記入及び受電者の押印漏れがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤届の提出時、日付確認と受付印押印を徹底する。 ・回数券、定期券等運賃計算の比較をし、最も経済的な経路で認定することを徹底する。 ・即時、是正処理を行うが、事務処理手引きに基づき適正に処理することを徹底する。 ・受電者が確実に休暇簿備考欄に記入・押印を徹底する。
局内各課室 （総務課を除く）	平成29年11月6日～ 平成29年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○給与簿に関する事項 ○物品管理に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話連絡による当日の休暇申請について、受電時間が記入されていない。 ・出勤簿の押印誤り及び出張表記漏れがあった。 ・休暇簿（年次休暇）において、休暇取り消し処理（承認権者印+請求人印）が適切でないものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受電者が確実に休暇簿備考欄に記入・押印を徹底する。 ・即時、是正処理を行うが、事務処理手引きに基づき適正に処理することを徹底する。